

訪問介護事業所等におけるE V車・E Vバイク導入支援事業実施要綱

(制定) 令和7年10月9日7福祉高介第1027号

(目的)

第1条 この要綱は、東京都（以下「都」という。）が、訪問介護事業所等に対して、自動車から排出される二酸化炭素等の削減に貢献する電気自動車等及び電動バイク（以下「E V車・E Vバイク」という。）の導入を支援することで、燃料代等のランニングコストを削減し、もって運営状況が厳しい訪問介護事業所の支援を行う「訪問介護事業所等におけるE V車・E Vバイク導入支援事業」（以下「本事業」という。）の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

(本事業の概要)

第2条 E V車・E Vバイクを導入する訪問介護事業所等の運営事業者に対し、当該車両、機器、又は設備の導入に要する経費の一部を補助する。

(用語)

第3条 この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 訪問介護事業所等 交付申請日時点において都内に開設している介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく訪問介護、訪問入浴介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護のサービスを提供する事業所。ただし、国又は地方公共団体が設置する事業所（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者が管理するものを含む。）を除く。
- 2 電気自動車等 電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車
- 3 電気自動車 搭載された電池（燃料電池を除く。）によって駆動される電動機を原動機とし内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）
- 4 プラグインハイブリッド自動車 電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な検査済自動車
- 5 外部給電器 電気自動車等に搭載された電池に充電された電気を取り出し、電気自動車等の外部へ給電する機能を有する機器（V2H充放電設備及びV2B充放電設備を除く。）
- 6 充電設備 電気自動車等に充電するための設備であって、次に掲げるものをいう。
 - 一 普通充電設備 漏電遮断機能及びコントロールパイロット機能を有する、一基当たりの定格出力が10kW未満のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。
 - 二 V2H充放電設備 電気自動車等に搭載された電池から電力を給電するための直流／交流変換回路をもつ充電設備で、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一

式を備えたものをいう。

- 三 充電用コンセント 電気自動車等に附属する充電ケーブルを接続する 200V 対応の電気自動車等専用のプラグの差込口をいう。
- 四 充電用コンセントスタンド 前号の充電用コンセントを装備する盤状又は筒状の筐体をいう。
- 五 V2B 充放電設備 電気自動車等に搭載された電池から、事業系建物等に三相交流等により電力を給電するための直流／交流変換回路をもつ充電設備で、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。
- 7 機械式駐車場 自動車を動力で移動させ、複数の階層に分けて立体的に格納できる駐車場をいう。
- 8 受変電設備 発電所から送電線で送られる高圧電力を低圧電力に変圧して、電気を使用する機器に配電するための設備をいう。
- 9 エネルギーマネジメント設備（V2B 充放電設備） 建物の電力負荷に応じて、充電設備等を制御するための設備をいう。
- 10 遠隔制御用エネルギーマネジメント設備 オープンプロトコルを用いたネットワーク通信等により、遠隔で充電設備の制御及び監視を行い、エネルギーマネジメントを行う機能を備えたものをいう。
- 11 通信機能付き充電設備 オープンプロトコルを用いたネットワーク通信等により、遠隔で充電設備の制御及び監視を行い、充電料金課金等を行う機能を備えたものをいう。
- 12 電動バイク 電池（燃料電池を除く。）によって駆動される電動機のみを原動機とし内燃機関を併用しない型式認定を取得している車両又は検査済自動車であって、次に掲げるものをいう。
 - 一 側車付二輪自動車（道路運送車両法第 2 条第 2 項に規定する自動車であって、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年 7 月 15 日国土交通省告示第 619 号）第 2 条第 4 号に規定する側車付二輪自動車をいう。）
 - 二 第一種原動機付自転車（道路運送車両法第 2 条第 3 項に規定する原動機付自転車であって、特別区又は市町村の条例で付すべき旨を定められている標識を取り付けており、定格出力が 0.6kW 以下のものに限る。）
 - 三 第二種原動機付自転車（道路運送車両法第 2 条第 3 項に規定する原動機付自転車であって、特別区又は市町村の条例で付すべき旨を定められている標識を取り付けており、定格出力が 0.6kW を超え 1.0kW 以下のものに限る。）
 - 四 軽自動車に該当する二輪自動車（道路運送車両法第 2 条第 2 項に規定する自動車であって、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）別表第一において自動車の種別が軽自動車に該当する二輪自動車であって、定格出力が 1.0kW を超えるものをいう。
- 13 電動バイク専用充電器 電動バイクのバッテリー専用の充電器及び充電ケーブルをいう。
- 14 初度登録等 初度登録若しくは初度検査又は、軽自動車届出済証若しくは標識交

付証明書の初回発行をいう。

(本事業の内容)

第4条

1 助成対象者

助成金の交付対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、交付申請日時点において都内に訪問介護事業所等を開設している事業者であり、次の各号に掲げる車両、機器及び設備に応じ、それぞれ当該各号に定める要件に該当する事業者とする。

なお、都内において運営する訪問介護事業所等の数が10か所以上かつ資本金5,000万円を超えている事業者は除く。

また、本補助金により導入される車両等については、訪問介護サービスの提供に係る業務に専ら使用することを条件とし、これ以外の目的への使用または他用途への転用は認めないものとする。

一 電気自動車等

助成金の交付対象となる車両を所有し、又は使用する事業者

二 外部給電器

助成金の交付対象となる機器を所有し、又は使用する事業者

三 充電設備等

助成金の交付対象となる設備を所有し、又は使用する事業者

四 電動バイク

助成金の交付対象となる車両を所有し、又は使用する事業者

五 電動バイク専用充電器

専用充電器を所有し、又は使用する事業者。ただし、「電動バイクの普及促進事業実施要綱」（平成30年6月20日30環改車第183号）による助成金（以下「電動バイク普及促進事業助成金」という）の交付申請をし、交付決定（令和7年4月1日以降に初度登録等が行われた電動バイク（中古の輸入車を除く。）にかかる交付申請及び交付決定に限る。）を受けた事業者であること。

2 助成対象車両、機器又は設備の要件

助成金の交付対象となる車両、機器又は設備（以下「助成対象車両等」という。）は、次の各号に掲げる車両、機器又は設備に応じ、それぞれ当該各号に定める要件を満たすものとする。

一 電気自動車等

ア 令和7年4月1日以降に公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が実施する別に定める助成事業（以下「公社助成事業」という。）の助成金の交付の決定又は額の確定を受けた車両であること。

イ 自動車検査証における使用の本拠の位置が都内にあり、助成対象の訪問介護事業所等において使用される車両であること。ただし、専ら通院等乗降介助及

び道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）の許可を受けて行う有償運送に使用する車両は除く。

二 外部給電器

ア 令和 7 年 4 月 1 日以降に公社助成事業の助成金の交付決定又は額の確定を受けた外部給電器であること。

イ 助成対象の訪問介護事業所等において使用される外部給電器であること。ただし、専ら通院等乗降介助及び道路運送法の許可を受けて行う有償運送に使用する車両に給電するための機器は除く。

三 充電設備

ア 公社助成事業「充電設備普及促進事業助成金交付要綱（令和 4 年 7 月 12 日付 4 都環公地温第 743 号。以下「公社充電助成事業」という。）」に基づき、令和 7 年 4 月 1 日以降に公社充電助成事業において交付申請を行い、かつ助成金の額の確定を受けた設備であること。ただし、国の他の同種の補助金（以下「他補助事業」という。）を重複して受給する場合にあっては、令和 7 年 4 月 1 日以降に他補助事業の交付決定を受けていること。

イ 助成対象の訪問介護事業所等において使用される充電設備及びこれに付随する設備であること。ただし、専ら通院等乗降介助及び道路運送法の許可を受けて行う有償運送に使用する車両に充電するための設備及び当該設備を制御するための設備は除く。

ウ V2B 充放電設備にあっては、設置する V2B 充放電設備基数以上の電気自動車等の保有、購入契約等により V2B 充放電設備の基数以上の電気自動車の運用が認められる場合に限る。

四 電動バイク

ア 令和 7 年 4 月 1 日以降に公社助成事業の助成金の交付の決定又は額の確定を受けた車両であること。

イ 都内に定置場又は使用の本拠の位置を有し、助成対象の訪問介護事業所等において使用される車両であること。

五 電動バイク専用充電器

ア 令和 7 年 4 月 1 日以降に公社助成事業の助成金の交付の決定又は額の確定を受けた専用充電器であること。

イ 助成対象の訪問介護事業所等において使用される専用充電器であること。

3 助成対象経費

助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、次の各号に掲げる助成対象車両等に応じ、それぞれ当該各号に定める経費とする。ただし、消費税及び地方消費税を除く。

一 電気自動車等

公社助成事業の交付決定を受けた申請時における電気自動車等の本体の購入に要する費用に限る。

二 外部給電器

公社助成事業の交付決定を受けた申請時における外部給電器本体の購入に要する費用とする。ただし、その者が所有し、又は使用する電気自動車等の台数を超えない数量の購入に係るものに限る。

三 充電設備等

公社充電助成事業における助成対象経費とする。ただし、超急速充電設備及び急速充電設備の購入費並びにその設置工事費並びに先行配管工事に係る設置工事費を除く。

四 電動バイク

公社助成事業の交付決定を受けた申請時における電動バイクの本体の購入に要する費用とする。

五 電動バイク専用充電器等

公社助成事業の交付決定を受けた申請時における専用充電器の購入に要する費用とする。

4 助成金額

この助成金は、次の各号に掲げる額の合計額と、助成基準額（事業所あたり 500 万円）とを事業所ごとに比較して、小さい方の額に二分の一を乗じて得た額の合計額を都の予算の範囲内において交付するものとする。

算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、事業所ごとに、これを切り捨てる。

また、助成を受けることができる訪問介護事業所等は、1 事業者につき 3 事業所までとする。

一 電気自動車等

助成対象経費から、当該経費のための国補助事業等の助成額、公社助成事業の助成額及び他事業における収入額を控除した額

二 外部給電器

助成対象経費から、当該経費のための国補助事業等の助成額、公社助成事業の助成額及び他事業における収入額を控除した額

三 充電設備等

公社充電助成事業における助成対象経費から、当該経費のための寄附金、公社充電助成事業の助成金額、及び他補助事業の補助金相当額を控除した額

四 電動バイク

助成対象経費から、当該経費のための国補助事業等の助成額、公社助成事業の助成額及び他事業における収入額を控除した額

五 電動バイク専用充電器

助成対象経費から、当該経費のための国補助事業等の助成額、公社助成事業の助成額及び他事業における収入額を控除した額

(本事業の実施体制)

第5条 本事業の実施体制は、次のとおりとする。

- 1 都は、公社に対し、第4条による助成金の原資として出えんを行うものとする。
- 2 公社は、前項による出えん金を基に基金を造成し、都と公社とで別途締結する出えん契約に基づき、基金を適正に管理するものとする。
- 3 都は、第1項による出えん金のほか、公社に対し、次の事項を条件として、都の予算の範囲内において、本事業を実施するために必要な業務に係る経費の補助を行う。
 - 一 前項の基金を原資として、第4条による助成金の交付を行うこと。
 - 二 助成対象者に対する指導及び助言を行うこと。

(その他必要な事項)

第6条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は別に定める。

附 則 (令和7年10月9日7福祉高介第1027号)

この要綱は、決定の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。